

經常JV

平成27・28年度「12月追加」申請
經常建設共同企業体

沖縄県建設工事入札参加資格
審査申請書提出要領

県内業者（主たる営業所を県内に置く者）用

沖縄県土木建築部技術・建設業課

目 次

1. 経常建設共同企業体（経常JV）とは	1
2. 経常建設共同企業体（経常JV）の取り扱いについて	1
3. データ申請の実施	1
4. 経常JV入札参加資格要件等	
(1) 申請要件	1
(2) 留意事項	1
5. 審査方法	
(1) 客観点数の審査方法	3
(2) 県独自評点の審査方法	3
6. 申請の方法	
(1) 受付期間及び受付場所	4
(2) 提出書類一覧表	4
(3) 申請書類の提出方法	5
(4) 提出部数	5
(5) 結果の通知	6
(6) 申請以後の変更届	7
別表 市町村コード及び管轄の土木事務所一覧表	工事要領参照
別表 資格区分コード表	工事要領参照
様式1 入札参加資格申請後変更届	工事要領参照
別紙1 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書	8
別紙2 経常建設共同企業体協定書（甲）	12

1. 経常建設共同企業体（経常JV）とは

中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成される共同企業体です。

2. 経常建設協同企業体（経常JV）の取り扱いについて

同一業種内で、経常JVとして登録されると、単体（構成員）の登録が取り消されます。

ただし、経常JVとして登録を希望しない業種については、各単体企業としての登録は可能です。

3. データ申請の実施

申請方法は、県内建設工事と同様、USBメモリを用いたデータ申請及び受付を行います。申請先は、技術・建設業課になります。

4. 経常JV入札参加資格要件等

(1) 申請要件（※基準日は「平成27年12月1日」とする。）

次の①から⑦を全て満たしていること。

① 沖縄県内に本店を有する者であること。

② 次の各号の一に該当する事実があった後、1年以上を経過していること。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

③ 手形交換所による取引停止処分を受けた事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められるものでないこと。

④ 申請する業種について、建設業許可を受けてからの営業年数が3年以上であること。

⑤ 申請する業種について経営事項審査を受審し、有効な総合評定値の通知を受けていること。

⑥ 申請する業種について、⑤の結果通知書における年間平均（2年又は3年）完成工事高があること。

⑦ 申請する業種について、各構成員が単体として沖縄県建設工事入札参加資格の有資格者であり、同一等級または直近等級に属する者同士であること。

(2) 留意事項

① 経常JVとして登録するためには、同一業種内で、単体としての登録が取り消されます。

② 一の企業が結成・登録することができる経常JVの数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとし、ただし、経常JVの複数業種への登録を妨げるものではありません。

③ 経常JVとして登録した場合、登録業種に係る発注において、個々の業者としても、経常JVとしても、特定JVの構成員になることはできません。

④ 入札参加資格の有効期間は、登録の日から平成29年3月31日までです。有効期間の途中にお

いて経常JVの登録を取り消すことはできますが、解散がやむを得ない事情（構成員の倒産等）の場合以外は、当該有効期間内に再度、新たな経常JVを組むことはできません。

- ⑤ 経常JVを解散した場合は、経常JV登録時に取り消した単体での登録が再度有効となります。
- ⑥ 経常JVとして申請できる業種は、格付5業種（土木・建築・電気・管・ほ装）のみです。
- ⑦ 入札参加資格審査申請をした者が次のアからウに該当するときは資格の登録を行わないこと、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。
 - ア. 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。
 - イ. 審査の過程若しくは審査終了後、実態調査に応じなかったとき。
 - ウ. 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。
- ⑧ 受付期間終了後の申請書の内容に関する訂正及び追加は認めません。申請書の内容について十分確認を行ったうえで申請して下さい。
- ⑨ 土木工事業及び建築工事業の特A、A等級の条件である特定建設許可業者については、構成員の内、1業者が特定許可業者であれば可とします。

5. 審査方法

(1) 客観点数の審査方法（小数点以下第5位を四捨五入）

国土交通省「共同企業体の資格審査要領」に準じて、各構成員が単体として定期受付時に格付された際に基準となった総合評定値通知書を用いて算出する。

- ① 工事種別年間平均完成工事高（X1）
→各構成員の工事種別年間平均完成工事高の和
- ② 自己資本額、利益額（X2）
→各構成員の自己資本額及び利益額のそれぞれの和
- ③ 経営状況の評点（Y）
→各構成員について算出される経営状況の評点の平均値
- ④ 技術力の評点（Z）
→各構成員について算出される業種別技術職員数及び元請完成工事高の評点の和
- ⑤ その他の審査項目（社会性等）の評点（W）
→各構成員について算定されるその他の審査項目の評点の平均値

※客観点数（P）

→上記①から⑤により算出された点数を次の式に代入して得た点数

$$P=0.25 \cdot X1+0.15 \cdot X2+0.20 \cdot Y+0.25 \cdot Z+0.15 \cdot W$$

(2) 県独自評点の審査方法

下記の②以外の項目については各構成員が単体として格付された際の県独自評点を用いて算出する。

- ① 工事成績
→各構成員の付加点数の平均値
- ② 技術者
→経常JV申請時に提出する技術職員有資格者名簿に基づき算出
- ③ 雇用の規模
→各構成員の付加点数の合計
- ④ 新卒者雇用
→各構成員の付加点数の平均値

- ⑤ 障害者雇用
→各構成員の付加点数の平均値
- ⑥ 表彰
→各構成員の付加点数の平均値
- ⑦ 建設業退職金共済制度履行状況
→各構成員の付加点数の平均値
- ⑧ ISO 認証取得
→各構成員の付加点数の平均値
- ⑨ 建設業法違反者等
→各構成員の付加点数の平均値
- ⑩ 社会貢献等
→各構成員の付加点数の平均値
- ⑪ 不当要求防止責任者の配置
→各構成員の付加点数の平均値
- ⑫ 協力雇用主の登録
→各構成員の付加点数の平均値

※ 端数は、項目毎に小数点以下第 5 位を四捨五入する。総合評点は、小数点以下第 1 位を四捨五入する。

6. 申請の方法

(1) 受付期間及び受付場所

県内建設工事と同様

※ 宮古・八重山地区の方は、技術・建設業課まで連絡してください。

(2) 提出書類一覧表

- ・提出書類 No.4から No.6については、技術・建設業課ホームページに掲載の「入力手引書」を参照し、エクセルにより作成してください。また、提出する書類は、データ保存を行った際に自動出力されたものを提出してください。

No	提出書類等	備考
1	経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書	別紙 1 参照
2	経常建設共同企業体協定書（原本）	別紙 2 参照
3	申請データ(USB メモリ) 申請データ以外は、何も保存しないこと	申請書(エクセルファイル)に、「入力手引書」に従い必要事項を入力し、自動出力されたデータが保存された USB メモリ（受付後、返却します）
4	建設工事入札参加資格審査申請書 （第 1 号様式）（※ 1）	経常 JV 代表者の平成 27 年 12 月 1 日現在の状況を記入。
5	建設工事入札参加資格審査申請書(2 枚目) （※ 1）	経常 JV 代表者の平成 27 年 12 月 1 日現在の状況を記入。

No	提出書類等	備考
6	技術職員有資格者名簿（※1）	<p>經常JV構成員全ての技術者について、平成27年12月1日現在で在籍する常勤の技術者。</p> <p>※標準報酬月額が11万8千円を下回る者は最低賃金を満たさないため技術者として認められません。</p>
7	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（經常JV構成員の全てについて提出）	有効かつ直近の総合評定値の通知書及び定期受付時に提出した総合評定値の通知書の写しを添付。
8	建設業許可通知書又は許可証明書（經常JV構成員の全てについて提出）	写し可。
9	県税納税証明書（法人事業税又は個人事業税）※直前2期分	未納税額がないことの証明書（写し可） 經常JV構成員の全てについて提出。
10	<p>国税納税証明書の写し（法人税又は申告所得税）及び（消費税及び地方消費税）</p> <p>または</p> <p>電子納税証明書（電子データ）及び納税証明データシート（電子データをプリントアウトしたもの）</p>	<p>未納税額がないことの証明書（写し可）</p> <p>様式その3の2（個人事業者）</p> <p>様式その3の3（法人事業者）</p> <p>經常JV構成員の全てについて提出</p> <p>e-Tax利用の場合</p> <p>電子納税証明書（電子データ）のファイル名を「“受付番号”.xml」と変更しUSBメモリに保存する。また、納税証明データシートをフラットファイルに綴る。</p>
11	No.6「技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員の保有資格の合格証明書の写し又は免状の写し	格付5業種を申請する場合で、別表「資格区分コード表」に記載されている申請業種に係る資格のみ提出
12	No.6「技術職員有資格者名簿」に記載のある健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書等（船員保険含む）の写し又は監理技術者資格者証の写し等	<p>※雇用の規模、技術者の常勤の確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬月額が11万8千円未満の場合は、常勤の技術者として認められません。 ・個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合は雇用保険被保険者証の写しを提出 <p>※申請内容によっては、賃金台帳や後期高齢者医療被保険者証等を確認する場合があります。</p>
13	結果通知書送付用切手（120円分）	封筒に貼り付けたりせず、そのまま持参すること

※1 No.4～6の書類は、データ保存後に自動的にプリントアウトされたもの。

※2 障害者雇用義務については、概ね労働者数が 50 人以上の事業所が対象となります。詳しくは沖縄労働局職業対策課 TEL098-868-3701 に確認してください。

(4) 提出方法及び提出部数

① USB メモリ (受付後返却します)

申請書(エクセルファイル)から自動出力される3つのファイル(エクセルファイル(1個)、CSV ファイル(2個))を USB メモリに保存してください。

また、国税納税証明書を電子納税証明書で提出する場合は、ファイル名を「“許可番号(8桁)”.xml」と変更し USB メモリに保存して提出して下さい。

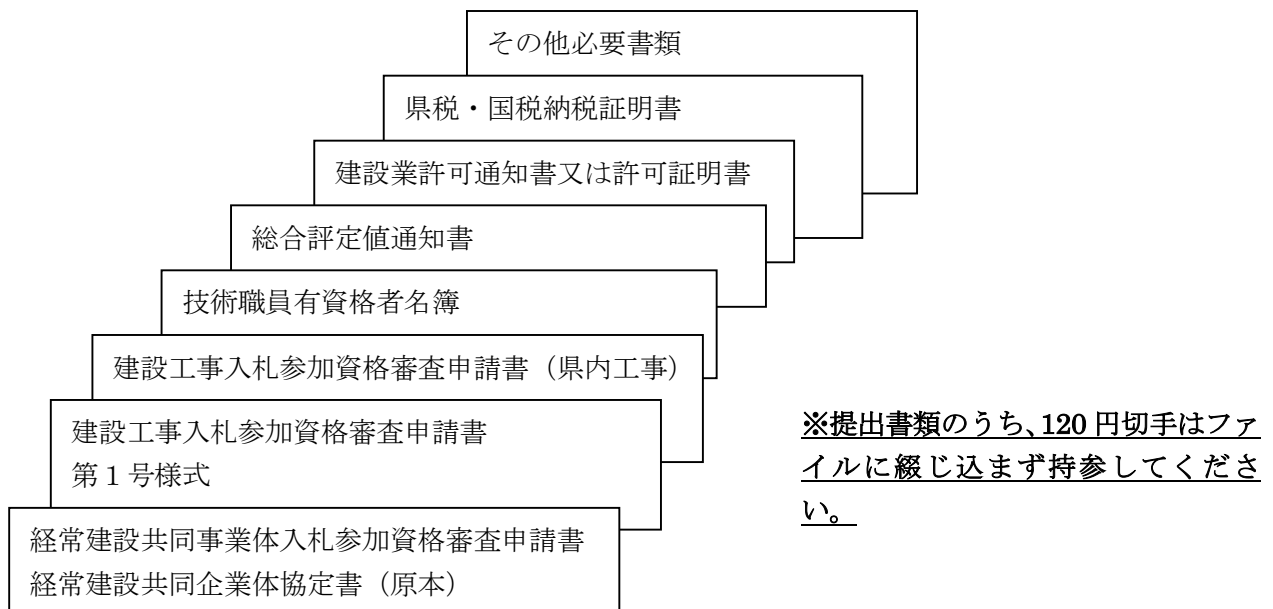
行政書士が複数の業者についてまとめて申請する際は、業者ごとにフォルダを作成してください。

なお、申請に係るデータ以外のファイル等は、USB メモリに保存しないでください。(必ず空の USB メモリを利用してください。)

② 申請書類等

以下に示すとおり書類を整理し、背と表に経常 J V の名称を記入した A 4 のフラットファイル(色は自由)に綴じ込んで提出してください。

提出部数：2部(1部は県受付用原本(県控え)、1部は受付後申請者へ返却します(写し可)(申請者控え))



(5) 結果の通知

審査結果は平成 28 年 2 月中旬までに申請者あて郵送にて通知する予定です。なお、結果に対する異議申立ては、下記窓口で結果通知後 30 日以内に限り受け付けます。

【異議申立て窓口】 技術・建設業課 建設業指導契約班

那覇市泉崎 1-2-2 (県庁舎 11 階) TEL 098-866-2374

(6) 申請以後の変更届

入札参加資格審査申請以後、下記の事項に変更があった場合は、変更届出書と次に掲げる添付（確認）書類を速やかに提出してください。

様式は、技術・建設業課ホームページよりダウンロード出来ます。

http://doboku.pref.okinawa.jp/bid_qualification/henkou-todoke.html

変 更 事 項	添 付 （ 確 認 ） 書 類
許可の変更 (特定→一般、知事←→大臣の 場合のみ)	建設業許可通知書（写）
商号名称	商業登記簿(写)、又は建設業許可の変更届出書(写)（様式 22 号の 2）
所在地	（同上）※変更届出書に郵便番号を記載すること
代表者	（同上）
電話番号及びFAX番号	なし
廃業	建設業の廃業届（写）

(別紙1)

経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

共同企業体の名称 _____ 経常建設共同企業体

代表者 住 所
許 可 番 号
商号又は名称
代 表 者 印

構成員 住 所
許 可 番 号
商号又は名称
代 表 者 印

構成員 住 所
許 可 番 号
商号又は名称
代 表 者 印

当共同企業体として

入札参加を希望する業種 _____

今般、連帯責任により請負工事の共同施工を行うため、上記の経常建設共同企業体を結成したので、当共同企業体を貴県発注に係る建設工事の入札に参加させていただきたく、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、経常建設共同企業体として入札参加資格登録された場合、同一業種内における単体としての登録を取り消すことを了承します。

(別紙2)

経常建設共同企業体協定書(甲)

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇経常共同建設企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、その存続期間は〇年とする。ただし、〇年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後 〇箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の

施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員および発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散して後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇経常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- | | | |
|---|-------|------------------------------|
| 1 | 工事の名称 | 〇〇〇〇〇〇工事 |
| 2 | 出資の割合 | 〇〇建設株式会社 〇〇%
〇〇建設株式会社 〇〇% |

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇経常建設共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役

〇 〇 〇 〇 (印)

〇〇建設株式会社 代表取締役

〇 〇 〇 〇 (印)